

## 受水タンク以下装置を給水装置に切り替える場合の事前確認

		改正前	改正後
耐 圧 確 認		1. 75MPa	0. 75MPa
水 質 確 認	更生工事の 履歴なし	<p>◎14項目</p> <p>〔一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物[全有機炭素(TOC)の量]、PH値、味、臭気、色度、濁度、鉛、亜鉛、鉄、銅〕</p>	<p>◎4項目</p> <p>〔味、臭気、色度、濁度〕</p>
	塗料・工法 が明らか	<p>◎25項目</p> <p>〔一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物[全有機炭素(TOC)の量]、PH値、味、臭気、色度、濁度、鉛、亜鉛、鉄、銅、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン〕</p>	<p>◎更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目 (二液性エポキシ樹脂塗料の場合16項目)</p> <p>〔味、臭気、色度、濁度、有機物[全有機炭素(TOC)の量]、フェノール類、シアン、エピクロロヒドリン、アミン類、2,4-トルエンジアミン、2,6-トルエンジアミン、ホルムアルデヒド、酢酸ビニル、スチレン、1,2-ブタジエン、1,3-ブタジエン〕</p>
	更生工事の 履歴あり		<p>◎「浸出等に関する基準」別表第1の全45項目</p> <p>〔味、臭気、色度、濁度、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、エピクロロヒドリン、アミン類、2, 4-トルエンジアミン、2, 6-トルエンジアミン、酢酸ビニル、スチレン、1, 2-ブタジエン、1, 3-ブタジエン〕</p>